

特別児童扶養手当を支給します

特別児童扶養手当とは、身体的または精神的に障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。

左記に該当すると思われる方はお問い合わせください。

◆支給要件(児童の障がい①から③のいずれかに該当する場合)

①身体障害者手帳1、2級程度の障がいのある方および3、4級程度の障がいがある一部の方

②療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の一部の方

③精神の障がいがあり、①・②と同程度以上と認められる方

◆支給の制限

該当する児童が施設などに入所している場合や、受給資格者・配偶者・扶養義務者に、前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。

◆手当額

1級 月額5万2千200円
2級 月額3万4千770円

○お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2124

保護者交流会(くろしおこなかまの会)の開催について

発達に関する不安や、障がいのある子どもがいる家庭を対象に、保護者交流会を開催します。

楽しく保護者同士の交流を深めませんか。きょうだい児の保育もありますので、お気軽にお申し込みください。

◆日時

8月4日(日)

午前9時30分～午後1時

◆場所

高知県立幡多青少年の家

◆対象者

小学生まで

・発達障害(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠如・多動性障害など)もしくは、疑いのある子どもがいる家族

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの子どもがいる家族

◆内容

レクリエーション、簡単な防災食・防災紙食器づくり、昼食会(カレー)

◆参加費

1家族 500円

◆申込方法

左記へお電話ください。

◆申込期限

7月25日(木)

○お申し込み・お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2124

障がい児長期休暇支援事業の利用について

夏休み期間中に日中活動の場所を提供することで、児童の健全育成を図るとともに、その家族の介護負担を軽減することを目的に障がい児長期休暇支援事業を実施します。

◆対象者

○特別支援学級および特別支援学校在学中の方

○在宅で生活している18歳以下の身体障害者手帳か療育手帳をお持ちの方

○18歳以下の発達障害(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠如・多動性障害など)の方

◆期間

7月22日(月)～8月30日(金)

※土日・祝日は休み

◆時間

午前8時30分～午後5時30分

◆内容

レクリエーション、音楽療法、リハビリテーション、創作活動、日常生活動作の支援、療育等支援

◆利用料金

1日600円(1人あたり)

◆開催場所

大方誠心園

◆持参するもの

昼食

※事前の申し込みにて1食300円を提供ができます。

○お申し込み・お問い合わせ

本庁健康福祉課福祉係

☎ 43-2124

